



# 茂原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 297-8501 千葉県茂原市高師台 1-5-1 Tel. 0475 (22) 2166 (代表)  
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP  
1

### 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。  
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP  
2

### 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP  
3

### e-Tax で送信して提出

#### ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

#### ②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月8日(月)	いすみ市役所岬庁舎(※)	いすみ市岬町長者549	午前9時から 午後4時まで 【受付は午後3時まで】 (※)岬、夷隅庁舎
2月9日(火)	勝浦市役所庁舎	勝浦市新官1343-1	
2月10日(水)	いすみ市役所大原庁舎	いすみ市大原7400-1	
2月12日(金)	いすみ市役所夷隅庁舎(※)	いすみ市国府台1524-1	
2月8日(月)～2月15日(月) ※土、日及び祝日を除きます。	茂原税務署 2階会議室	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	は午前10時から

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切ることがございますのでご了承ください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前にご自宅で明細書を作成して、ご持参ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合があることをご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

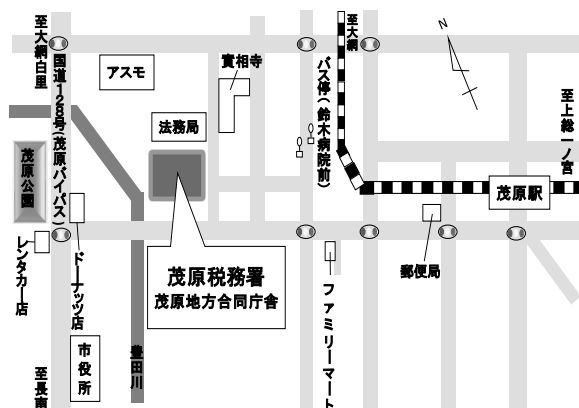
# 申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配布します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(火) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。	茂原税務署 2階会議室	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を 早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで 【完成した申告書の提出】 午前8時30分から午後5時まで

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
- 入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 確定申告期間中及び無料申告相談期間中は、駐車場が混雑する場合がありますのでご了承ください。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 申告書の「控用」に収受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください(後日、「控用」に収受印を押印することはできません。)

## 【案内図】



## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

